「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する 省令」(平成21年厚生労働省令第110号)により期限猶予措置の対象となった病院・ 薬局の状況について

1 経緯

- (1) 標記省令により、本年 4 月にオンライン請求の義務化期限を迎えた病院・薬局のうち、 5 月請求分においてオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例 外的な取扱いとして、緊急避難的に準備に必要な期間、義務化猶予。
 - この義務化期限猶予措置の対象となった病院・薬局から、状況届を毎月審査支払機関に提出させ、実態把握を行ってきたところ。
 - (2) なお、猶予措置の期限については、オンライン請求に向けた準備状況について実態 把握を行ったきた結果、明年1月請求分からオンライン請求とするよう、現在、パブリッ クコメントに付しているところ。
- (3) 提出された状況届の内容を踏まえ、まだオンライン請求を行っていない病院・薬局が明年1月請求分からオンライン請求に移行できるよう、審査支払機関から、勧奨等を行っているところだが、今般、9 月請求分に係る状況届について審査支払機関から別添のとおり報告があった。
- 2 状況届の概要(社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)分)(P5~16参照)
- (1) 前回(8月17日〆)の集計結果において勧奨対象となった 686 病院、1,441 薬局に、前回調査から今回の調査期間中に新規登録等があった 13 病院及び 50 薬局を加えた 699 病院及び 1,491 薬局について、9月16日までに状況届の提出があったもの又は未回収となったものに関する状況を集計したもの。
- (2) 病院(レセコンを使用している病院で、9月請求時にオンライン請求していない病院)
 - ① 未回収は38病院(8月請求分に係る状況届(8月17日〆)) →15病院(△23)状況届を5~9月まで1度も提出しない病院は1病院(△2)
 - 上記 1 病院については、引き続き重点的に勧奨を実施。
 - ② 状況届を回収できた病院のうち、この 4 月に義務化期限を迎え、かつオンライン請求に移行できていないものは 648 病院(8 月請求分) → 544 病院 (△104)
- (3) 薬局(レセコンを使用している薬局で、9月請求時にオンライン請求していない薬局)
 - ① 未回収は 191 薬局(8 月請求分に係る状況届(8 月 17 日 〆))→125 薬局(△66)状況届を 5~9 月まで 1 度も提出しない薬局も 11 薬局と大幅に減少(△30)
 - 上記 30 薬局については、引き続き重点的に勧奨を実施。
 - ② 状況届を回収できた薬局のうち、この 4 月に義務化期限を迎え、かつオンライン請

求に移行できていないものは 1,250 薬局(8 月請求分) → 940 薬局(△310)

- (4) 544病院と940薬局の主な内訳は以下のとおり。(以下、カッコ内は8月請求分との差) 特に準備が遅れている、回線敷設の予定やレセ電の申込予定がない病院・薬局数は、 着実に減少。
 - オンライン請求への準備がほぼできていると考えられる病院・薬局

病院 325 (+51) 薬局 559(△1)

・「オンライン開始届を提出しているもののオンライン請求せず」 病院 301 薬局 490

・「オンライン開始届を提出していないがオンライン請求できる状況」 病院 24 薬局 69

○ 回線敷設(*)の予定がない病院・薬局

病院 6 (△25) 薬局 31(△39)

・「レセ電実施済みで、回線敷設予定なし」

病院 2 薬局 25

· 「レセ電申込済 or 申込予定なし十 回線敷設予定なし」

病院 4 薬局 6

(*)薬局については、回線敷設に関しては、自ら敷設する場合だけでなく代行送信を利用する場合も含む。

〇 レセ電申込予定なし

病院 13 (△18) 薬局 150(△154)

- (5) 今回の集計の結果、勧奨対象となった病院、薬局数は、着実に減少。
 - -病院 前回集計後勧奨対象 686 病院(未回収 38 病院、勧奨対象 648 病院)
 - →今回集計後勧奨対象 559 病院(未回収 15 病院、勧奨対象 544 病院) (この間、オンライン請求に移行した病院 126)
 - 薬局 前回集計後勧奨対象 1.441 薬局(未回収 191 薬局、勧奨対象 1.250 薬局)
 - →今回集計後勧奨対象 1,065 薬局(未回収 125 薬局、勧奨対象 940 薬局) (この間、オンライン請求に移行した薬局 323)
- 3 勧奨結果の概要(支払基金分)(P17~29参照)
 - 8 請求分に係る状況届の内容を踏まえ、審査支払機関から取組が遅れている病院・薬局への勧奨を行ったところ。
 - (1) 改善が見られた点
 - 〇 状況届が未提出の病院 17 に対し、23 回の勧奨を行った結果、9 月請求において、 うち 2 病院がオンライン請求に移行(表1)
 - 〇 状況届が未提出の薬局 94 に対し、103 回の勧奨を行った結果、9 月請求において、 うち 10 薬局がオンライン請求に移行(表 7)
 - 〇 オンライン開始届を提出しているにもかかわらず 8 月請求分においてオンライン請求しなかった病院 159 に対し、183 回の勧奨を行った結果、9 月請求において、うち 61 病院がオンライン請求に移行(表 2)
 - 〇 オンライン開始届を提出しているにもかかわらず8月請求分においてオンライン請

求しなかった薬局 323 に対し、352 回の勧奨を行った結果、9 月請求において、うち 146 薬局がオンライン請求に移行(表 8)

(2) 改善が不十分だった点

- 〇 レセ電申込み予定なしの病院 18 に対し、23 回の勧奨を行ったものの、11 病院が「申込み予定あり」に、1 病院が「検討中」にとどまり、9 月請求においてオンライン化できた病院は1病院のみ(表 5)
- 〇 レセ電申込み予定なしの薬局 183 に対し、224 回の勧奨を行ったものの、52 薬局が「申込み予定あり」に、15 薬局が「検討中」にとどまり、9 月請求においてオンライン 化できた薬局はなかった(表 12)

4 今後の対応

今後も、状況届が依然として未回収の病院・薬局や、上記2(4)のうち準備が特に遅れている「回線敷設の予定がない」又は「レセ電の申込予定がない」病院・薬局に特に重点をおいて、明年1月請求分からオンライン請求に移行できるよう、審査支払機関から勧奨等を行うとともに、審査支払機関から複数回の勧奨を行っても改善のみられない病院・薬局について、地方厚生(支)局から引き続き指導を行うこととしている。

なお、現在、オンライン請求の義務化が免除又は猶予となる例外措置についても、改 正省令のパブリックコメントを行っており、省令改正後速やかに勧奨対象となっている病 院・薬局に対し、例外措置の周知を図り、該当する機関にあっては必要な手続きを講じる よう併せて勧奨していくこととする。

<参考>

都道府県別の内訳データとして、以下を添付している(以下、支払基金のデータ)。

1 病院

① 未回収 15 病院

② レセスタ対応機種+レセ電申込み予定なし 13 病院※ レセスタとは、国が開発したソフトで、既存のレセコンからレセプト出力情報を取り出して、電子レセプトに変換するソフト

③ レセ電実施済み+回線敷設申込予定なし 2 病院

④ レセスタ対応機種 + 「レセ電申込済 or 申込予定あり」 + 「回線敷設申込予定なし」 4 病院

2 薬局

① 未回収 125 薬局

② レセ電申込予定なし 150 薬局

③ 「レセ電実施済み」+「回線敷設 or 代行送信いずれも申込予定なし」

25 薬局

④ 「レセ電申込済み or 申込予定あり」 + 「回線敷設 or 代行送信いずれも申込予定なし」 6 薬局